

# 嬬恋村家計応援商品券取扱事業者募集要領

## 1. 趣旨

物価高騰の影響を受けた全村民に対して国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し影響の緩和と地域における消費を喚起することを目的として実施する家計応援商品券事業において、商品券の取扱事業者を募集します。

## 2. 応募資格・条件

嬬恋村内において事業を営み、かつ物品販売を行う店舗を有する事業所。

ただし、下記に規定する事業所は対象外とする。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法第 77 号）第 2 条第 2 号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- ・風俗営業法等の規制及び業務適正化に関する法律（昭和 23 年法第 122 号）第 2 条に規定するもの、又はこれに類するもの。
- ・法令又は公序良俗に反するもの。

## 3. 申込方法

取扱事業者申込書に所定の事項を記入し、下記の応募先へ郵送又はファックス等により提出し、申し込みものとする。登録料は無料とする。

## 4. 申込期間

令和 8 年 1 月 16 日（金）から令和 8 年 8 月 31 日（月）まで

令和 8 年 2 月 5 日（木）までに 申込手続きを完了した事業所は、商品券購入者に配布するチラシに掲載する。

## 5. 商品券の概要

- (1) 商品券には通しナンバーと偽造防止策を施す。
- (2) 商品券は、額面 1,000 円券 15 枚の 15,000 円分を 1 冊とする。村民一人につき 1 冊。
- (3) 取扱店は、商品券を持参した消費者に対し令和 8 年 3 月 1 日（日）～令和 8 年 9 月 30 日（水）に限り、券面記載額に相当する物品（販売できない品目を除く）の販売（以下「取引」という）を行う。
- (4) つり銭は出さないものとする。
- (5) いかなる理由があろうとも、有効期限後の商品券使用はできない。
- (6) 商品券の使用対象外となる物品は以下のものとする。
  - ①不動産・金融商品の購入等、明らかな資産形成で、消費の下支えとは言い難い出資。
  - ②債務の支払い。
  - ③有価証券、切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等、換金性の高いもの。

- ④たばこ
- ⑤税金や保険料の支払い等
- ⑥その他、直接的に物価高騰の影響を受けていない物品また本事業趣旨にそぐわないもの。

## 6. 商品券の換金

- (1) 取扱事業者の換金手数料は無料とする。
- (2) 換金は、原則1か月に1回銀行振込とする。取扱事業者は事前に取扱事業者申込書に振先口座を記入する。
- (3) 商品券の換金を受けようとする取扱事業者は、裏面に取扱店名を記入した当該商品券及び指定の「嬬恋村家計応援商品券換金申請書」を嬬恋村役場未来創造課に提出する。
- (4) 村は、申請書に記載された金額を申請月の翌月末までに取扱事業者申込書に記載された口座へ入金する。換金は口座への振込とし、現金での換金は行わない。
- (5) 換金請求は、令和8年4月1日（水）～令和8年10月30日（金）の期間とする。この期間を過ぎたものは、いかなる理由があろうと換金に応じない。

## 7. 注意事項

取扱事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてならない。
- (2) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格設定にするなど、趣旨に反する行為をしてはならない。
- (3) 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は受取を拒否とともに、その事実を速やかに村へ連絡すること。その際の責ついては村にて協議する。
- (4) 自社商品の購買に券を利用してはならない。
- (5) 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (6) 商品券を、事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ・諸経費）の支払いに使用してはならない。
- (7) 村は、取扱店がこの要領の各事項に違反すると判断したときは、換金の拒否や取扱店資格を取り消すものとする。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合がある。

### 応募先・問い合わせ

〒377-1692 群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前 110 番地

嬬恋村役場未来創造課 電話：0279-96-1257（直通） FAX：0279-96-0516